

令和3・4年度北秋田市入札参加資格審査の変更点について

1 「建設工事」「測量及び建設コンサルタント等業務」について

(1) 入札参加資格審査基準について

「建設工事」「測量及び建設コンサルタント等業務」の審査基準については、令和2年度中間年の審査基準から変更ありません。

「建設工事」については、次期（令和5・6年度適用）の等級格付基準において、秋田県建設工事入札参加資格審査と同様に、格付基準点を申請取りまとめ後（令和5年3月）に定めることとする見直しを行う予定です。

(2) 電子入札システムの取扱いについて

ア) 県登録がない業者も電子による入札になります

秋田県電子入札システムが改修され、令和3年度から秋田県入札参加資格登録がない方も電子入札システムが利用できるようになります。

「建設工事」「測量及び建設コンサルタント等業務」の一般競争入札において、県登録がない業者については、紙入札により参加を受け付けてきましたが、令和3年度から、原則的に電子による入札参加のみを対象として執行しますので、システム利用の準備をお願いします。

県の格付がない工種（屋根工事、板金工事等）についても、同様に電子で執行しますのでシステム利用の準備が必要となります。

イ) 入札参加資格審査申請について

入札参加には、これまでと同様に北秋田市入札参加資格審査の申請が必要です。

また、上記申請書の「秋田県入札参加資格登録の有無」の確認欄の回答をお願いします。

ウ) パソコン等の準備について

すでに電子入札システムをご利用の方はこれまでと同様です。

まだ、電子入札システムを利用されていない方は、①インターネットに接続できるパソコン、ソフトウェア等、②ICカード、カードリーダー、③設定、④利用者登録等が必要です。

（ICカードは有効期間2年のもので2～3万円、カードリーダーは7～10千円となります）

ICカード等は、注文してからある程度の期間を要しますので、早めのご準備をお願いします。

詳しくは、秋田県電子入札システムの「システムをはじめて利用する方へ」をご確認ください。

エ) 取扱開始時期について

すでに電子入札をご利用の方はこれまで同様に参加してください。

まだ、電子入札システムを利用されていない方は、市役所から県担当部署への登録手続き完了後から参加できます。令和3年5月1日までには利用可能となる（利用者登録ができる）予定ですので、それまでに必要機器の準備をお願いします。

2 「物品調達および役務提供等」について

「物品調達および役務提供等」の審査基準については、令和2年度中間年の審査基準から変更ありません。